

## 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

### 『訪問看護ステーション関越中央』運営規程

#### （事業の目的）

- 第 1 条 医療法人関越中央病院が開設する訪問看護ステーション関越中央（以下、「ステーション」という。）が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、指定訪問看護等という）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者等（以下、「看護師等」という。）が、指定訪問看護等の必要性を主治医に認められた要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

- 第 2 条 ステーションの看護師等は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問看護ステーション関越中央
- ② 所在地 群馬県高崎市北原町 1 7 9 - 1

#### （職員の職種、員数及び職務内容）

- 第 4 条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 看護師 1 名（看護職員兼務）  
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員  
看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たるものとし、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。  
看護師もしくは准看護師 常勤換算 2. 5 名以上 （うち、常勤専従 1 名以上）

#### （営業日及び営業時間）

- 第 5 条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- ③ 電話等により、3 6 5 日、2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

#### （訪問看護の内容）

- 第 6 条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事及び排泄等日常生活上の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者及び介護保険対象者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置（筋注・吸引など）

（利用料等）

- 第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域（事業所より半径8km圏内）を越えた地点から、訪問に要した交通費は、1回につき1km未満200円（+税）、以後1km毎200円（+税）を加算する額とする。
  - 3 死後の処置料は、1万2千円とする。
  - 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、別添のとおりとする。

（衛生管理等）

- 第9条 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 看護師等は指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第11条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生防止の指針を定め介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対して必要な措置を行う。

（非常災害対策）

- 第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ① 管理者は、防火管理者を選出する。
  - ② 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - ③ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - ④ 火災の発生や地震の発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務にあたる。
  - ⑤ 防火管理者は、従業者に対して部下教育、消防訓練を実施する。
    - 1. 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち、1回は、夜間を

想した訓練を行う)

## 2. 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

(従業者の服務規律)

第13条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

(従業者の質の確保)

第14条 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

(従業者の健康管理)

第15条 従業者は、事業者が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回健康診断を受診しなければならない。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- ① 事業者及び従業者がサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続する。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ 事業者が得た利用者の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- ④ 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から5年間保存するものとする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人関越中央病院と事業所の

管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

2012年4月1日改訂

2012年8月1日改訂

2015年5月1日改訂

2017年7月1日改訂

2021年10月1日改訂

2021年11月1日改訂

2023年4月1日改訂

2024年4月1日改訂

## 介護保険通常の事業の実施区域一覧表

(2024 年 4 月 1 日)

| 市町村名 | 通常の事業の実施区域 (片道 8 キロ以内の区域)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高崎市  | <p>足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稲荷台町、中泉町、西国分町、東国分町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町</p> <p>楽間町、行力町、沖町、我峰町、北新波町、南新波町、浜川町、菊地町、上小埜町、下小埜町、上小鳥町、築縄町、上並榎町、下小鳥町、並榎町、大八木町、小八木町、緑町、浜尻町、問屋町、飯塚町、大橋町、昭和町、末広町、飯玉町、稲荷町、天神町、日光町、正観寺町、中尾町、日高町、井野町、新保田中町、新保町、貝沢町、東貝沢町、西島町、京目町、大沢町、萩原町、上大類町</p> <p>箕郷町の一部<br/>(柏木沢、生原、下芝、上芝、東明屋、矢原、西明屋、和田山、白川、富岡、金敷平、善地、松之原)</p>                                                                                                                                     |
| 吉岡町  | 漆原、大久保、下野田、小倉、上野田、北下、陣場、南下、上野原                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 前橋市  | <p>池端町、清野町、上青梨子町、青梨子町、総社町高井、高井町、総社町桜ヶ丘、総社町植野、総社町総社、総社町、問屋町、元総社町、鳥羽町、大渡町、大友町、石倉町、下石倉町、新前橋町、古市町、江田町、小相木町、光が丘町、箱田町、前箱田町、後家町、朝日が丘町、青葉町、稲荷新田町、川曲町、大利根町、上新田町、下新田町、公田町、田口町、関根町、荒牧町、川原町、緑が丘町、敷島町、上小出町、下小出町、岩神町、昭和町、平和町、住吉町、千代田町、大手町、本町、紅雲町、南町、川端町、日輪寺町、南橋町、青柳町、龍蔵寺町、北代田町、若宮町、上細井町、下細井町、国領町、日吉町、若宮町、城東町、三河町、朝日町、上沖町、幸塚町、三俣町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、文京町、天川原町、六供町、天川町、天川大島町、朝倉町、上佐鳥町、櫛島町、高花台町、小坂子町、勝沢町、小神明町、鳥取町、五代町、端気町</p> <p>富士見町の一部<br/>(石井、市之木場、漆窪、小沢、小暮、米野、田島、時沢、原之郷、引田、横室)</p> |
| 渋川市  | 八木原、半田、有馬、中村、行幸田                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 榛東村  | 長岡、山子田、新井、広馬場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

注) 1. 区域は原則として町名、区域名で表示。

2. 通常の区域境界からの距離により交通費の追加負担をいただきます。

3. 追加交通費は 1 回につき 1 名未満 200 円(+税)、以後 1 名毎に 200 円(+税)の料金を加算します。

医療法人関越中央病院 法人介護部門